

維持管理に関する計画書

一般廃棄物処理施設の維持管理にあたり行う各種分析・管理は、以下の方法にて行う。

(昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知)

(平成 9 年 8 月 29 日 : 廃棄物処理施行令 を改正する政令)

: 大気汚染防止法施行令

1. 分析項目

項目	頻度	備考	
ごみ質	年 4 回		
焼却残渣の熱しゃく減量	月 1 回	10%以下	
燃焼室出口温度	常時	800℃以上	
集塵機流入ガス温度	常時	200℃以下	
放流水の水質	該当なし	無放流	
ばいじん	いおう酸化物	年 2 回	
	ばいじん	年 2 回	
	塩化水素	年 2 回	
	窒素酸化物	年 2 回	
	一酸化炭素濃度		監視は常時、100ppm 以下
	ガス中の酸素濃度		監視は常時
	ダイオキシン濃度	年 1 回	

2. 管理要領

(1) 運転管理

① 運転管理

月別の運転日数、総稼働時間、搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料使用量等の実績の管理。

② 作業状況

投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況の管理。

また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の管理。

③ ごみ質検査

ごみ質については三成分、物理組成、ダストについては重金属含有量、溶出量、残灰については熱しゃく減量および重金属含有量、溶出量、排ガスについては、ばいじん、Sox、Nox、HCL、温度等排ガス処理設備の入り口および出口で検査する。検査方

法は「ごみ処理に係わる各種試験方法」に規定する方法によるものとする。

④ 処理条件と処理効果

投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程それぞれについて機能を設計基準と比較し、管理する。

(2) 設備、装置等の状況

① 書類整備

基本図書および運転記録の整備。

② 設備装置等の確認

各設備、装置、機器類について確認し、良、要補修、要交換、改造を判断する。

・土木、建築設備

各設備について亀裂、破損個所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を確認する。

・機械設備

各設備について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損傷等を確認する。

又、焼却設備にあつては、炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を確認する。

・電気設備

各設備について、腐食、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度上昇、主要電動機の電流値、その他配線、配電盤等の状況を確認する。

・配管、弁設備

各設備について、腐食、損傷の有無、接続箇所での漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を確認する。

・その他

全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を確認する。

(別紙保守点検要領参照)